

事業者のみなさまへ 産業廃棄物の処理を正しく行っていきませんか？

マニフェストで適正処理を確認してください

マニフェストは、排出事業者が準備する必要があります。

●マニフェスト（産業廃棄物管理票）とは

マニフェストは、事業者がその産業廃棄物の適正な処理を確保するため、処理を委託する際に受託者に対して交付し、その後に写しの返送を受けて、委託内容を確認するための伝票です。マニフェストには、複写式伝票を使用した紙マニフェストと電子情報を活用した電子マニフェストがあります。

●マニフェストが返送されないとときは

事業者は、報告期限（下図を参照）を過ぎても処理業者からのマニフェストの返送を確認できない場合には、その産業廃棄物の処理状況を速やかに把握し、生活環境の保全上の支障の除去または発生の防止のために必要な措置を講ずることもない旨を都道府県知事に報告する必要があります。

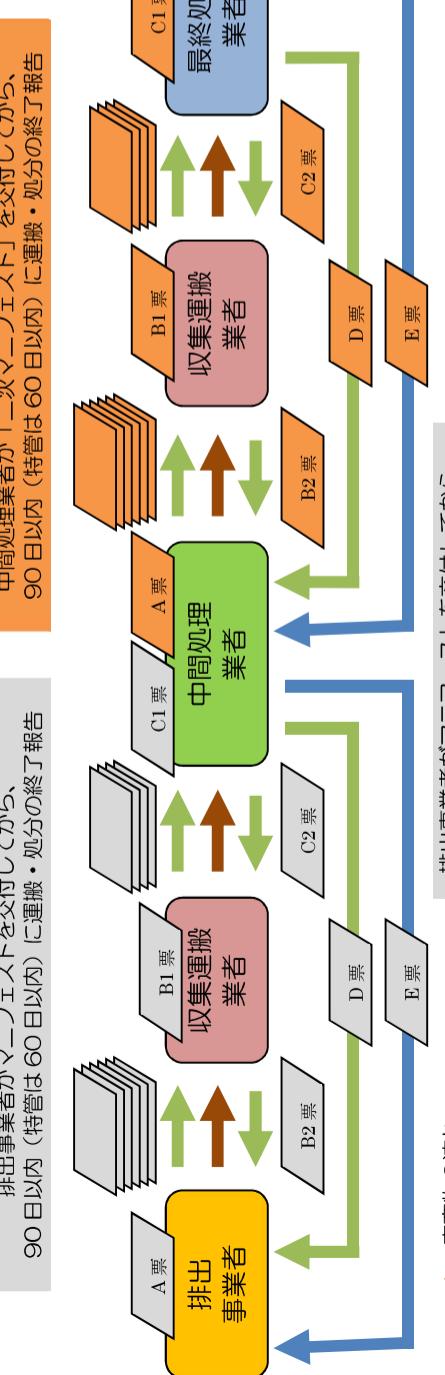
●マニフェストは5年間の保存義務があります（紙マニフェストの場合）

排出事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に交付したマニフェストの交付等の状況について、都道府県（福井市を除く福井県内の排出事業所は、所在地を管轄する県健康福祉センター）への報告が必要です。

●マニフェストを交付したら県への報告が必要です（紙マニフェストの場合）

福井市内の排出事業所は福井市（環境廃棄物対策課：0776-20-5398）への報告が必要です。

産業廃棄物とマニフェストの標準的な流れ（紙マニフェストの場合）



- ◆ 紙マニフェストの販売先
(一社) 福井県産業資源循環協会
所在地 福井市米松2丁目24-20 梅鉢ビル102号
TEL 0776-57-0070
- ◆ 電子マニフェストについては、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センターのHPをご覧ください。
(<http://www.jwret.or.jp/wnet/index.shtml>)

廃棄物の処理に関して不明なところがありましたら、最寄りの健康福祉センター等へお気軽にお相談ください。

- | 各健康福祉センター | 電話番号 | 管轄区域 |
|------------|--------------|--------------------------|
| 福井健康福祉センター | 0776-36-1116 | 永平寺町 |
| 坂井健康福祉センター | 0776-73-0601 | あわら市・坂井市 |
| 奥越健康福祉センター | 0779-66-2076 | 大野市・勝山市 |
| 丹南健康福祉センター | 0778-51-0034 | 躑躅市・池田町・南越前町・越前町 |
| 二州健康福祉センター | 0770-22-3747 | 敦賀市・美浜町・若狭町（旧三方町区域） |
| 若狭健康福祉センター | 0770-52-1300 | 小浜市・高浜町・おおい町・若狭町（旧上中町区域） |
| 福井市役所 | 0776-20-5398 | 福井市 |

発行月 平成27年8月（令和3年3月改定）

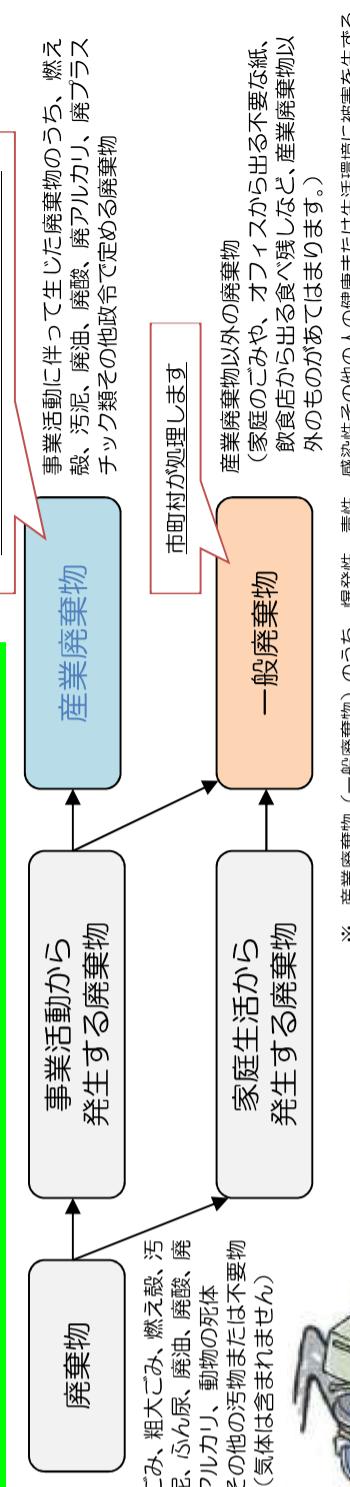
発行者 福井県安全環境部 循環社会推進課（所属コード 14915）

所在地 福井県福井市大手3丁目17番1号

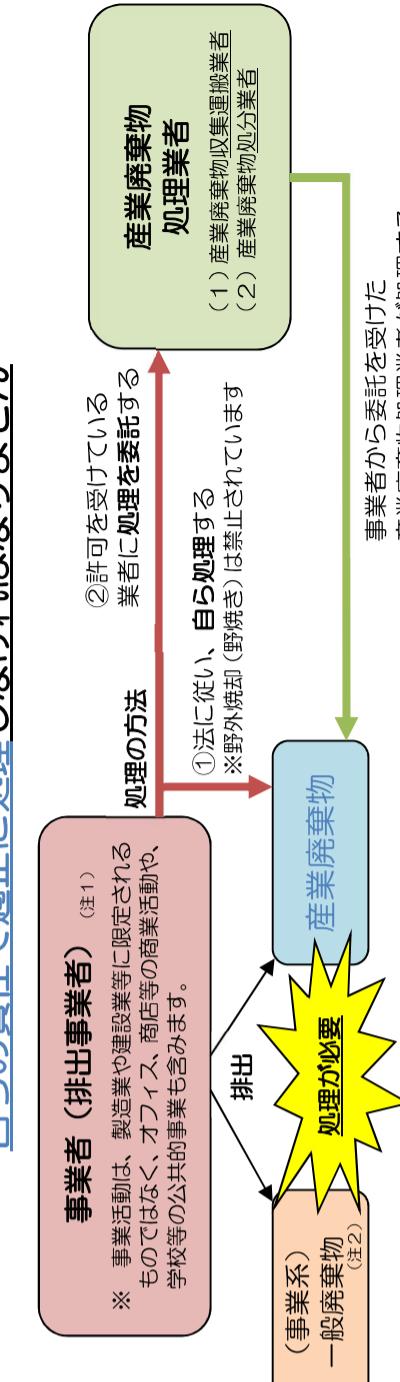
電話番号 0776-20-0382（直通）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます

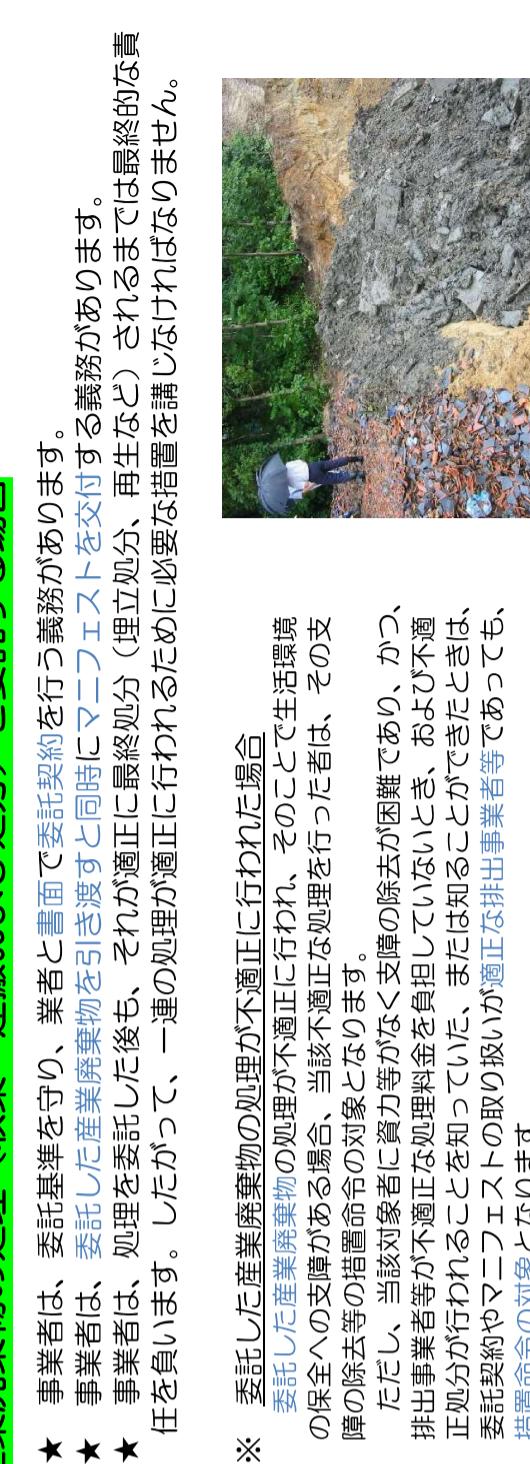


事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません



- （注1）建設工事に伴い発生する廃棄物は、工事の元請業者が事業者として処理の責任を負います。よって、下請業者が産業廃棄物の収集運搬を行ふ場合には、法令で定められた者は、その支障の除去等の措置命令の対象となります。
- （注2）事業活動に伴つて生じた一般廃棄物（例えば、オフィスから出る不要な紙、飲食店から出る食べ残しなど）は、市町村が指定する処理方法に従う必要があります。（産業廃棄物処理業者に委託することはできません。）

産業廃棄物の処理（収集・運搬および処分）を委託する場合



建設廃材などが不法投棄された事案
この事案では発見が早かつたため、すぐさま投棄者に撤去させることができました。

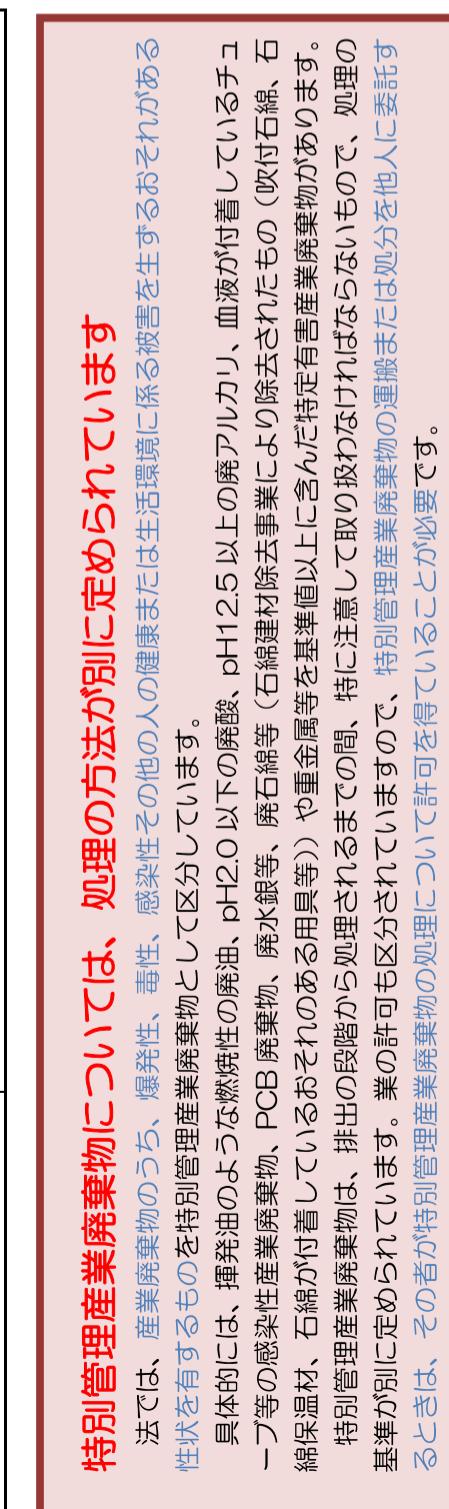


委託する産業廃棄物の種類を明らかにし、 必ず許可証を確認の上、許可業者に委託してください

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、次の20種類に分類されます

種類	例示
(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他燃却残さ
(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ペントナイトかす、鉛物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールビッチ等
(3) 廃油	鉛物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールビッチ等
(4) 廃酸	写真現像液、磨削液、腐食酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	写真現像液、磨削液、金属せっけん溶液等すべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成樹脂くず（合成ゴムくず（合成ゴムくず（合成プラスチック類））等、固形形状・液状のすべての合成高分子系化合物
(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず（合成ゴムくず（合成プラスチック類））等
(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
(9) ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インクーロッキングブロックくず、レンガくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、磨石膏ボード等
(10) 鉛さい	鉛物砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する各種建材等の不要物
(12) ぱいじん	「大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設または産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじん」であって集められたものの建設業に係るもの（工作物の製造業）、「新聞（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）」、「パルプ、紙または紙加工品の製造業」、「新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行なうものに限る。）」、「出版業（印刷出版を行うものに限る。）」、「製本業および印刷物加工業に係るものならびに塩化ビニルが塗布され、または染み込んだもの」
(13) 紙くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材または木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業およりひき物販賣業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るものならびに塩化ビニルが染み込んだもの、おがくす、パーカー類等
(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものおよび塩化ビニルが染み込んだもの（合成繊維は廃プラスチック類）
(15) 繊維くず	【具体例：木綿くす、麻くす、糸くす、布くす、綿くす、レーヨンくす等】
(16) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さまたは臓介類は一般廃棄物）
(17) 動物系固形不要物	【動物性残さの具体例：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、卵から、貝がら、羽毛等】
(18) 動物のらん尿	【植物性残さの具体例：酒かす、豆腐かす、米・麦粉、野菜かす、葉草かす、油かす等】
(19) 動物の死体	と畜場においてとさつし、または解体した獸畜および食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形がの不要物
(20) 政令第13号廃棄物	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のらん尿
	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	以上の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないものの【具体例：有害汚泥のコンクリート固化物等】

特定の事業活動に伴つちの	法では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として区分しています。
	具体的には、揮発油のような燃焼性の廃油、pH12.5以上の廃アルカリ、血液が付着しているチューブ等の感染性産業廃棄物、PCB廃棄物、廃水銀等、廃石綿等（石綿建材除去事業により除去されたもの（吹付石綿、石綿保溫材、石綿が付着しているおそれのある用具等）や重金属等を基準値以上に含んだ特定有害産業廃棄物があります。
	特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならぬもので、処理の基準が別に定められています。業の許可も区分されていますので、特別管理産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託するときは、その者が特別管理産業廃棄物の処理について許可を得ています。
	具体的には、ねずみが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること
	④保管場所には、ねずみが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること



特別管理産業廃棄物については、処理の方法が別に定められています

法では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として区分しています。

具体的には、揮発油のような燃焼性の廃油、pH12.5以上の廃アルカリ、血液が付着しているチューブ等の感染性産業廃棄物、PCB廃棄物、廃水銀等、廃石綿等（石綿建材除去事業により除去されたもの（吹付石綿、石綿保溫材、石綿が付着しているおそれのある用具等）や重金属等を基準値以上に含んだ特定有害産業廃棄物があります。

特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならぬもので、処理の基準が別に定められています。業の許可も区分されていますので、特別管理産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託するときは、その者が特別管理産業廃棄物の処理について許可を得ています。

④保管場所には、ねずみが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること

⑤石綿含有産業廃棄物にあっては、次の措置を講ずること

(1) 保管場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること

(2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること

※ 特別管理産業廃棄物においては、上記に加え、その種類ごとに講すべき保管基準があります。